

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
---	---

第1章～第9章（略）

料金表
通則（略）

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	単位
(1)～(2) (略)	(略)
(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

2 料金額
2-1～2-2（略）
2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区分		単位	料金額	備考	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	520,000円	—
		ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額		
		Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送ごとに月額		
		LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1Gb/sの符号伝送ごとに月額	1,560,000円	

2-4（略）

第1章～第9章（略）

料金表
通則（略）

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用（略）

区分	単位
(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2（料金額）2-3に掲げる料金額に1の機能利用ごとに2を乗じて得た額を請求します。
(4) (略)	(略)
(5) (略)	(略)

2 料金額
2-1～2-2（略）
2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区分		単位	料金額	備考	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	520,000円	—
		ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額		
		Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送ごとに月額		
		LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1Gb/sの符号伝送ごとに月額	1,560,000円	
		LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	4,680,000円	

2-4（略）

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7115号）
この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。